

不利益処分に係る処分基準(法令)

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の10	指定地域密着型サービス事業者の指定の取消等	介護保険課

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の10に基づき、指定地域密着型サービス事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができるものとする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。